

### 第3回国民健康保険システム標準化検討会

#### 議事概要

【日時】 令和7年1月24日（水） 10:30～11:30

【場所】 オンライン開催（Zoom）により実施

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

高橋 恭平 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任  
岡崎 勝紀 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 参事兼課長  
佐々木 謙 宇都宮市保険年金課 課長補佐  
矢島 大祐 船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主事（欠席）  
宮脇 正治 中野区区民部保険医療課 課長  
前田 克也 都城市健康部保険年金課 課長

（構成員（ベンダ））三浦 裕和 株式会社RKKCS 第2システム本部 本部長  
渡邊 毅 株式会社TKC 福祉情報システム開発センター センター長  
小林 大士 株式会社電算 開発本部 ソリューション2部  
石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー  
エリア・アカウントビジネス事業部 エリアビジネス部 次長  
石井 良介 行政システム九州株式会社 第2導入管理部  
岩田 孝一 日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部  
政策・事業戦略グループ シニアプロフェッショナル  
広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当  
高見 幸司 富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部  
住民情報サービス事業部 マネージャー

（オブザーバー）

米田 圭吾 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム  
統括官付参事官付参事官補佐  
津田 直彦 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム  
統括官付参事官付参事官補佐  
池端 桃子 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム  
地方業務標準化エキスパート  
福本 大輔 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム  
統括官付参事官付主査

丸尾 豊	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官
中川 瑛	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
酒井 友徳	厚生労働省保険局国民健康保険課課長補佐
伊藤 麻祐	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係長
森本 真史	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
直江 美祐	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

#### 【次第】

1. 開会
2. 座長挨拶
3. 第3回検討会事前説明
4. 第3回検討会
5. 質疑応答
6. 閉会

#### 【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 出席者名簿\_第3回検討会
- ・ 【資料 No. 1】 第3回検討会の進め方\_国民健康保険
- ・ 【資料 No. 2】 第3回検討会
- ・ 【資料 No. 3】 標準仕様書【第1.4版】(案)
- ・ 【別添①】 市町村事務処理標準システムにおける基本設計の観点資料
- ・ 【別添②】 実装必須機能(経過措置対象)候補一覧(案)
- ・ 構成員意見一覧(令和6年度第3回合同WT)
- ・ 【国保\_令和6年度標準仕様書改訂第3回検討会】方針等確認結果報告書

## 【ご意見概要】

### <高額療養費について>

今回の議題にはない内容となりますが、12/26の社会保険保障審議会医療保険部会で、令和7年8月から上限額が変わり、令和8年には区分が13もしくは14区分に増えるということで非常に大きな改修と思っている。子ども・子育て支援金等の改修がある中、こちらも遅れのないよう対応していただかないといけないが、議論をされたことはあるか。(構成員)

標準仕様書については、機能要件で区分の細分化についてはあまり詳細に記載していないため、標準仕様書に大きく手が入ることは想定していないが、再度影響を確認する。

以降は中央会の市町村事務処理標準システムの開発担当として答えさせていただくが、違う部分があれば国保課に補足していただきたい。まず、お示しいただいた細分化及び基準額について、市町村が気になる点をお伝えすると、8月の改正は、判定に使う所得である現行の旧ただし書き所得や、70歳以上の課税所得による判定にかかる基準額は変わらない。現在使っているシステム内の基準額の数字を切り替えて、出てくる値を変える改修となる。標準システムとしてはデータの保持の仕方であるため、使用しているシステムにより違いがあるため一概には言えないが、影響としてはそれほど大きくないと考え、令和7年8月の改修には間に合うのではないかと判断している。一方で令和8年8月の改修について、区分が細分化されることもあり現在の数段階の判定から10数段階に細分化されるため、旧ただし書き所得について境界値を設け、判定そのものを変える必要がある。こちらは規模の大きな改修が見込まれているため、令和7年8月の改修の影響を見ながら今から1年半ほど開発期間として設けることで間に合っていく見込みである。さらに令和9年については、今のところ、令和8年8月に使う課税所得や旧ただし書き所得から変わることや区分が増えるということは想定されていない。令和8年8月の対応後は、概ね令和7年8月の改修のような形でシステム内の数字を切り替えることで、基準額を変える対応となる認識をしている。これが中野区で使っているシステムで改修が間に合うかというところはまた確認いただきたい。(事務局)

個別にベンダの方に、確認させてもらう。標準システムの部分は特に令和8年が一番大きな変更になるため、1年半の中できっちり対応していただく。その手前はあまり大きな改修ではないと理解したため、そういった予備知識を持ってベンダの方にも確認を試みる。(構成員)

### <経過措置の運用について>

経過措置について、基本方針では制度所管省庁と地方公共団体が必要性を認めるとされている。制度所管省庁として必要性を認めたということは、今回の標準仕様書上でこれを経過措置機能とすると明示されることで意思が示されたと考えるのか。また、地方公共団体が必要性を認めるというフェーズはどこでなされる想定なのか。(オブザーバー)

【資料 No. 2】第3回検討会」P.14の通り、指摘いただいた地方公共団体の部分がポイントになってくる。今回対応している取り組みについては2つあると考えている。1つは標準仕様書側からのアプロ

一ちによって経過措置の機能を指定すること。こちらが厚生労働省所管の国保標準仕様書としての対応であることは前回のWTでも伝えた。今回の資料で基本方針に基づく対応であることを明文化し、P.15に記載した。もう1つは地方自治体側について。経過措置対象の判定基準について、もともと標準仕様書内の機能で代替が可能か判断していたところを、ご意見を踏まえシステム外での対応についても見直し、代替運用が可能であれば経過措置対象とした。これにより代替運用があるかどうかの判断が標準仕様書の中で出来なくなり、すなわちベンダが提供されているシステムにおいて、個別システムごとまたは利用している市町村にて判断いただく必要があると考えている。今回国保システム全体としての経過措置が増えるため準拠のハードルは引き下げられるものの、各システムの代替運用がないことで標準化を迎えられないシステム、もしくはそれを使用している市町村が発生することも想定している。その判断は標準仕様書が1.4版で改められ、経過措置が正式に決定された後、ベンダで確認していただく必要がある。これから令和7年度末までの間で改修予定の当該事業者のシステムにおいては、経過措置を除外してもなお残る必須機能について充足しているか、経過措置対象としたものの代替措置があるかを確認いただき、それを契約する市町村に提示いただく必要があると考えている。留意事項の2つ目(◇)に書いたのはその点の趣旨。それを踏まえて市町村と協議し内容を精査した上で、実際に標準準拠が間に合うかどうかを報告いただく流れとなっている。最終的な標準仕様書の改定を行ってもなお、市町村側での判断や作業については残るとというのが事務局の認識。(事務局)

経過措置の決定という表現が誤解を生むと思った。厚生労働省としてはこれが経過措置対象となるのではないかと標準仕様書で示される。最終的な決定は基礎自治体が行うため、事業者の立場からするとこの機能は経過措置だから間に合わなくてもよいと決定するのは、国保の自治体の判断を仰いだ後になるとの理解でよいか。(オブザーバー)

国保の標準仕様書に関して制度改正が非常に多くあることから、この基本方針が出る前の昨年夏の段階から、実装必須機能のオプションへの見直しを含めた対応が必要ではないかと検討されてきたものと認識している。デジタル庁において、国保以外の業務においても令和7年度末までの実装が間に合わない一部機能があるという事業者がいることを確認したことから、基本方針の改定を昨年末にしたところ。1点補足になるが、機能の経過措置自体は経過措置という性質上、最終的には標準化基準の省令に書かれるため、自治体が納得した機能が経過措置として書かれるというよりも、経過措置で記載された機能を実装するかどうかを自治体が最終的に判断した上でシステムを選ぶという話になると思う。自治体においては、最終的に製品となったシステムについて、時限的に不足している機能を許容できるのか、代替運用が可能かどうかを踏まえ、システム利用可否の判断をするといった流れで、段階を踏んだ判断があると思っている。

国保の関係は昨年夏から検討していたため、今回の改定において、標準仕様書上で一律に経過措置の対象機能を明らかにすることができたが、同じような対応を他の業務で求めるのは時間的にもかなり難しいと考える。基本方針改定に基づく対応として、昨年末に各制度所管省庁にフロー案として示しているのは、事業者からの申請について、各制度所管省庁において確認する流れを考えているところである。(オブザーバー デジタル庁)

今回各社パッケージ対応のため、本来自治体ごとに異なるという状況は困難で、標準化の趣旨からしてもそうすべきではないと考えている。一社の対応は一通りであるべきという前提で、ノンカスタマイズでもあることから、現段階では自治体として、現行パッケージベンダ以外を選択する余地がほぼない状況からすると、気に入らないから他のベンダにするということは出来ない。結論としては各社、全ユーザーに対して認めてもらわない限り、経過措置が適用出来ないという状況になる。仕様書で示される部分もあるが、実質的には全員一致の判断をもらった後に経過措置を実施するフローになると思う。  
(オブザーバー)

ノンカスタマイズという標準化の趣旨を踏まえると、各自治体の判断が異なるため各事業者が特定の自治体用の開発を行うような状況が生じるとは想定していない。現実問題として、間に合わない部分が発生した場合は、その状況を前提に各事業者が自治体と協議してもらえないと思っている。協議の結果、自治体が他ベンダに乗り換える余裕がなく、新システムにも動けないような場合には現行システムに留まるという選択肢や、新システムで何とかその運用を回していく等厳しい判断が個々の自治体に生じてくるものと認識している。事業者においては自治体に対して丁寧な説明をいただき、自治体においても事務を回す上で最適な方法を考えていただきたい。デジタル庁としては事業者・自治体・制度所管省庁間のコミュニケーションを円滑にするため、1つ1つの相談に入っている。(オブザーバー デジタル庁)

#### <資料 No.2 P.5 制度改正等に関する要件の取り込みについて>

現在、法改正に関する要件は増えている状況。給付の負担区分の細分化の話もあるが、それ以外にも令和7年の税制改正大綱の中に、基礎控除の引き上げや給与所得控除の引き上げもある。eLTAX 関係だと、公金収納以外にも納税通知書自体を電子化する話も出ている。システム開発ベンダにとって、令和8年度の法改正は当初想定したよりもさらに大きく膨らんでいるような状況である。先程の経過措置機能に関しては、今の状態が通常の状態ではないというところで、柔軟な対応をベンダの立場としてはお願いしたいところ。これだけ法改正が入ってくると標準化にかかるシステム開発が出来ないということのを考慮いただき、本来の宥恕の考え方をベースに整理していただきたい。(ベンダ構成員)

やはり制度改正がとても多い中でのシステム対応が本当に瀬戸際で、あれもこれもやらなければと考えているところ。最優先しないといけないところは子ども・子育て支援金の対応であり、ほかの自治体も同様の状況だと思うが、保険料賦課から収納、またその統計も国や都への報告が必要になってくる。そこに加えて新たな制度改正で高額療養費の話やeLTAX もという中、あまりリソースが割けないというベンダの事情も非常に理解するところ。資料 No.2 P.17 の例が分かりやすいが、帳票データの出力について CSV 形式のテキストファイルに出力する機能は必須であるが、帳票の印刷については PDF データを用いるケースもあるため、CSV での印刷については経過措置対象としている。これについて、紙でも作業するので CSV での印刷をしてほしいといった話になってくると本当に大変である。そういったところ上手く折り合いをつけながらやっていかないといけない。ただ自治体としては今までやれていたこと、想定していたものが出来ないとなると非常に厳しいという状況を理解いただきたい。(構成員)

標準システム担当として答えると、制度改正の数が多く対応が大変なことをこちらも業務として実感している。子ども・子育て支援金や基礎控除・所得控除の見直しについては、年末に出た税制改正大綱の内容も踏まえると旧ただし書き所得の部分にも手を入れながらの対応になるかと考えている。これについては、国会で議論が進められており、その結果次第だと認識している。税のあり方についても、令和7年度所得と令和8年度所得のどちらに影響があるか、また、制度施行が令和8年から子ども・子育て支援金に影響があるのかも含め注視しており、標準システムで分かるものは自治体の支援の一環として今後も資料を提供したいと考えている。指摘いただいたP.17の経過措置対象機能について、経過措置対象を広げるということは標準仕様書内での機能提供の部分を100%担保出来ない不安だと受けとめている。今回重要視しているのは代替運用の定義であり、自治体が事業者と話をする際ポイントになってくるのは、今まで出来ていたことが出来なくなるのではないかということだと考えている。現行稼働しているシステムの機能を使い続ける対応が、今回想定している代替運用になる。一方、標準仕様書が必須機能として設定していた機能での運用を想定していた場合、現行のシステムでは実装されていない機能である可能性はあるため、その代替について特に注視してもらう必要がある。その点のチェック作業を自治体をお願いすることは大変心苦しい。ベンダからの意見も踏まえ、開発状況と柔軟な対応、そして国として目指している標準化の流れのちょうど良いところはどこなのかは、大変難しいところではあるが今回このような規定とさせてもらった。お使いの現行システムで令和8年度以降も運用いただけることを、ポジティブに捉えてもらえればというのが事務局としての思いである。(事務局)